

令和2年度 南大隅町議会定例会3月会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和2年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和2年 4月 2日

開 議 令和3年 3月 4日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

欠 番	欠 番	10番 大久保 孝 司 君
2番 松 元 勇 治 君	7番 日 高 孝 壽 君	11番 木佐貫 徳 和 君
3番 津 崎 淳 子 君	8番 大 坪 満寿子 君	12番 浪 瀬 敦 郎 君
5番 後 藤 道 子 君	欠 番	13番 大 村 明 雄 君

欠席議員 な し

会議録署名議員：（7番）日高 孝壽 君 （8番）大坪 満寿子 君

職務のための出席者：（議会事務局長）下園 敬二 君 （書記）立神 久仁子 君
 （書記）土持 一 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森 田 俊 彦 君	経 済 課 長	新 保 哲 郎 君
副 町 長	白 川 順 二 君	教 育 振 興 課 長	上 大 川 秋 広 君
教 育 長	山 崎 洋 一 君	税 務 課 長	川 元 俊 朗 君
総 務 課 長	相 羽 康 徳 君	建 設 課 長	増 田 恭 一 君
支 所 長	川 越 貢 君	町 民 保 健 課 長	黒 木 秀 君
会 計 管 理 者	打 越 昌 子 君	総 務 課 課 長 補 佐	中 之 浦 伸 一 君
企 画 課 長	熊 之 細 等 君	総 務 課 課 長 補 佐	佐 藤 ひ と み 君
商 工 観 光 課 長	愛 甲 真 一 君	総 務 課 主 幹	古 殿 裕 一 郎 君
介 護 福 祉 課 長	黒 江 鳴 美 君		

議 事 日 程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 令和 3年 3月 18日 午後 1時 41分

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 審議期間の決定

日程第 3 諸般の報告

(議案上程・説明・質疑・討論・採決)

日程第 4 承認第 4 号 令和 2 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 1 1 号) の専決処分の承認について

日程第 5 議案第 5 7 号 令和 2 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 1 2 号) について

日程第 6 議案第 5 8 号 令和 2 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 7 議案第 5 9 号 令和 2 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 8 議案第 6 0 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 9 議案第 6 1 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業 (サービス事業勘定) 特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 1 0 議案第 6 2 号 令和 2 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 1 1 議案第 6 3 号 令和 2 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 1 2 議案第 6 4 号 令和 2 年度南大隅町水道事業会計補正予算 (第 4 号) について

日程第 1 3 議案第 6 5 号 財産の取得について議決を求める件

日程第 1 4 議案第 6 6 号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 1 5 議案第 6 7 号 南大隅町町営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 1 6 議案第 6 8 号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 1 7 議案第 6 9 号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 1 8 議案第 7 0 号 南大隅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 1 9 議案第 7 1 号 南大隅衛生管理組合規約の一部変更について

日程第 2 0 議案第 7 2 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について

(議案上程・説明・質疑・委員会付託)

日程第 2 1 議案第 7 3 号 令和 3 年度南大隅町一般会計予算について

日程第 2 2 議案第 7 4 号 令和 3 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 2 3 議案第 7 5 号 令和 3 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について

日程第 2 4 議案第 7 6 号 令和 3 年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算について

日程第 2 5 議案第 7 7 号 令和 3 年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算について

日程第 2 6 議案第 7 8 号 令和 3 年度南大隅町下水道事業特別会計予算について

日程第 2 7 議案第 7 9 号 令和 3 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第 2 8 議案第 8 0 号 令和 3 年度南大隅町水道事業会計予算について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、令和2年度 南大隅町議会定例会3月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、日高孝壽君及び大坪満寿子さんを指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
3月会議の審議期間は、本日から3月25日までの22日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、3月会議の審議期間は、本日から3月25日までの22日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（大村明雄君）

日程第3 諸般の報告を行います。
監査委員から12月から2月までの例月出納検査の結果及び随時監査に関する報告が提出されました。
次に、本日までに受理した陳情は、陳情書の写しのとおりお手元に配付いたしました。
系統議長会関係では、2月16日県町村議会議長会第72回定期総会が開催され、各種報告ののち、令和元年度決算が承認され、令和3年度事業計画及び予算が議決されました。
また本町の日高孝壽議員が15年以上在職の自治功労者として全国町村議会議長会よ

り表彰され、3月1日の全員協議会で伝達を行ったところであります。

2月17日肝属郡町村議会議長会第226回定期総会が開催され、令和3年度行事計画及び予算が議決されました。

その他、一般的事項につきましては、お手元に印刷配付いたしておりますので、口頭報告を省略します。

▼ 日程第4 承認第4号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について

議長（大村明雄君）

日程第4 承認第4号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

承認第4号は、令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてであります。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る対策経費について、去る2月15日に専決処分したものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千8百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億9千9百11万6千円としたものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

10:03
～
10:03

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論なしと認めます。

これから、承認第4号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

- ▼ 日程第 5 議案第 57号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）について
- ▼ 日程第 6 議案第 58号 令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第 7 議案第 59号 令和2年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第 8 議案第 60号 令和2年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第 9 議案第 61号 令和2年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第 10 議案第 62号 令和2年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第 11 議案第 63号 令和2年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第 12 議案第 64号 令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）について

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第57号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）についてから日程第12 議案第64号 令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

ただいま、一括提案となりました、議案第57号から議案第64号までの8件について提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号は、令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億3百29万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9千5百82万6千円とするものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳入歳出予算では、歳出予算においてポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業、投票用紙自動分類機購入事業、学校教育活動継続支援事業、ギガスクール支援事業等の計上及び事務事業の決算見込みによる増減を行い、歳入予算では、歳出の増減に伴う特定財源、一般財源について調整したところでございます。

また第2条では、本庁舎建設事業に係る継続費の本年度決算見込みによる減額並びに来年度以降の事業費の調整を行い、第3条では次年度への繰り越しが必要な15事業について繰越明許費の追加を、第4条では債務負担行為の追加を、第5条では地方債の追加及び借入限度額の変更を行うものであります。

次に議案第58号は、令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2百75万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億8千55万円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳出において、決算見込みによる調整等を行い、歳入予算では、保険給付費等交付金及び一般会計繰入金等の調整を行ったところであります。

次に議案第59号は、令和2年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1千63万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千8百43万9千円とするものであります。

今回の補正は、歳出において、事務事業費の決算見込みによる調整を行い、一方、歳入予算では、発熱外来診療体制確保支援事業補助金及び一般会計繰入金等の調整を行ったところでございます。

また第2条は、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に議案第60号は、令和2年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千9百23万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7千8百91万1千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳出予算において、基金積立金、施設介護サービス給付

費等の追加計上及び事務事業の決算見込みによる予算調整を行い、歳入予算においてもそれぞれ決算見込みによる調整を行っております。

次に議案第61号は、令和2年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ55万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1千6百44万1千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整であります。

次に議案第62号は、令和2年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3百50万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千9百51万8千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整でございます。

また第2条は、債務負担行為の設定を行い、第3条では、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に議案第63号は、令和2年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3百15万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千8百1万8千円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みにより歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

次に議案第64号は、令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

本件は、収益的収入から1百25万4千円、収益的支出から1千1百74万1千円をそれぞれ減額し、収益的収入の予定額を3億3千8百35万9千円、収益的支出の予定額を3億2千8百35万7千円とするものであります。

今回の補正は、支出では減価償却費を計上し、収入におきましては、所要の財源として一般会計繰入金等を計上したものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康德君）

それでは、議案第57号 一般会計補正予算（第12号）についてご説明いたします。

まず1ページでございます。

議案第57号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）

令和2年度南大隅町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億3百29万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9千5百82万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

6ページをお願いします。

第2表 継続費補正でございますが、本庁舎建設事業の事業費を補正前額17億8千8百15万円から4千8百25万円を減額し、17億3千9百90万円とするものでございます。

続いて下段の第3表 繰越明許費でございますが、2次補正高度無線環境整備推進事業1億8千万円ほか14事業について繰越しを行うものでございます。

その他の事業名及び金額については、お目通しをお願いいたします。

7ページをお願いします。

第4表 債務負担行為補正であります。派遣職員住宅等賃借料(鹿児島県市町村課)、派遣職員住宅等賃借料(鹿児島県相互派遣)及び新型コロナウイルスワクチン接種予約コールセンター業務委託を追加するものでございます。

続いて、下段の第5表 地方債補正でございますが、今回1件の追加及び10件の変更をするものでございます。

まず、追加でございますが、減収補てん債、限度額2千万円でございます。

10件の変更につきましては、それぞれの事業について決算見込みによる歳出予算の補正に合わせて、地方債についてもそれぞれ調整するものでございます。

なお起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

続いて11ページ以降の歳入歳出予算でございますが、今回の補正は、事業費確定及び決算見込み等による歳入歳出予算の調整を行うものが大半でございます。

主なもののみご説明申し上げます。

歳入でございますが、7款 地方消費税交付金、1項 地方消費税交付金、1目 地方消費税交付金に、社会保障財源交付金2千6百88万2千円、消費税率の引上げに伴う増収分が交付されるものでございます。

11款 地方交付税、1項 地方交付税、1目 地方交付税を一般財源の調整としまして2千9百8万1千円を計上しております。

14ページをお願いします。

15款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3千8百94万1千円、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の地方創生臨時交付金の第3次交付金でございます。

18ページをお願いします。

21款 諸収入、3項 雑入、1目 雑入でございます。19ページ中段の派遣職員給与負担金1千6百3千円、派遣職員の人件費分として津奈木町、鹿児島県及び後期高齢者広域連合がそれぞれ負担するものでございます。

21ページ以降、歳出についてでございますが、減額分については割愛させていただき、追加分の主なもののみ説明を申し上げます。

22ページをお願いします。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、18節 負担金補助及び交付金でございます。23ページに派遣職員給与負担金8百67万8千円、県派遣職員の人件費負担金でございます。

27ページをお願いします。

13目 財政調整基金費から18目 地域振興基金費につきましては、それぞれ特定財源を充当し積立てを行うものでございます。

20目 新型コロナウイルス対策費でございます。

28ページに、17節 備品購入費につきましては、選挙の開票における投票用紙自動分類機、及び、ギガスクール支援事業のキーボードなどの購入費で、既存事業の決算見込みによる減額調整と相殺し2百49万円の計上でございます。

32ページをお願いします。

3款 民生費、1項 社会福祉費、4目 障害者福祉費、19節 扶助費でございます。自立支援給付費決算見込みによる8百38万2千円を計上するものでございます。

39ページをお願いします。

5款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費、18節 負担金補助及び交付金でございます。40ページ中段でございますが、ポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業としまして4百7万4千円を計上するものでございます。

42ページ下段をお願いいたします。

5款 農林水産業費、3項 水産業費、1目 水産業振興費、12節 委託料に6百50万円、43ページ上段でございますが、17節 備品購入費に4百50万円、こちらもポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業に係る経費を計上するものでございます。

以上、よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

町民保健課長（黒木秀君）

続きまして議案第58号をお願いいたします。

南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第58号 令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2百75万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8千55万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。

まず、歳入を説明いたします。

1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る減免措置の減額で、3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、10目 災害等臨時特例補助金で同額を措置しているところでございます。

9款 繰入金につきましては、決算見込みに伴う一般会計繰入金と基金繰入金の調整

を行ったものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費から、11ページ、10款 公債費、1項 公債費、1目 利子までにつきましては、それぞれ決算見込みによる不用額の減額及び財源調整を行い、60款、1項、1目 基金積立金に1百96万6千円の補正を行ったものでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（川越貢君）

続きまして、議案第59号 診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず1ページをお開きください。

議案第59号 令和2年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千63万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千8百43万9千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正であります。事業費の決定による調整をお願いするものでございます。

事業の限度額4百万円を90万円減額し、3百10万円に減額変更するものであります。

9ページ、10ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款 総務費、並びに、2款 医業費、各診療所事業それぞれの不用額の調整により減額しようとするものであります。

7ページをお願いします。

歳入でございますが、主なものとしまして、1款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 診療使用料7百58万円を減額するものでございます。

8ページをお願いします。

7款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 国庫補助金6百96万円。発熱外来診療体制確保支援補助金として4診療所の実績に応じまして交付されます。

7ページをお願いします。

関連しまして、3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金8百72万3千円は財源調整のため減額しようとするものでございます。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

介護福祉課長（黒江鳴美君）

それでは、議案第60号 令和2年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第60号 令和2年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

令和2年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千9百23万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7千8百91万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

9ページをお開きください。

1款 総務費、3項 介護認定審査会費、1目 認定調査等費、会計年度任用職員の報酬、職員手当、主治医意見書手数料などの決算見込みによります減額でございます。

2款 保険給付費、1項 介護サービス等諸費、2目 施設介護サービス給付費、18節 負担金、補助及び交付金、施設介護サービス給付費として7百万円。

10ページをお開きください。

2款 保険給付費、2項 介護予防サービス等諸費、3目 介護予防福祉用具購入費、18節 負担金、補助及び交付金15万円。

11ページをお開きください。

2款 保険給付費、4項 高額介護サービス等費、1目 高額介護サービス費、18節 負担金、補助及び交付金3百40万円。

2款 保険給付費、5項、1目 特定入所者介護サービス等費、18節 特定入所者介護サービス費1百32万4千円。いずれも令和3年1月末までの実績による年間実績見込額の積算による不足分として増額補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。

続いて、4款 基金積立金、1目 介護保険基金積立金3千3万9千円を増額、積み立てるものでございます。

なお、歳入につきましては、6ページから8ページでございますが、決められた負担率に従い割合を乗じてそれぞれに計上し、8款 繰越金を計上しております。

続きまして、議案第61号 令和2年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第61号 令和2年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）

令和2年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千6百44万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。

1款 総務費、1項 施設管理費、1目 一般管理費、12節 委託料27万円の減額は、介護予防マネジメント委託費、18節 負担金、補助及び交付金28万9千円、包括支援センター職員人件費の減額分でございます。

6ページの歳入につきまして、1款 サービス収入、1項 介護給付費収入、1目 居宅介護サービス計画費収入、包括支援センターのケアプラン作成料75万7千円の減額でございます。

2款 繰入金、1項 一般会計繰入金で財源調整をしております。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（川越貢君）

それでは、議案第62号 下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず1ページをお開きください。

議案第62号 令和2年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度南大隅町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3百50万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千9百51万8千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為であります、4月1日からの業務開始に伴い、し尿処理場管理委託を設定するものでございます。

第3表 地方債補正であります、事業費の決定による調整をお願いするものでございます。事業の限度額8百80万円を2百20万円減額し、6百60万円に減額変更するものであります。

7ページをお願いします。

歳入でございますが、主なものとしまして、2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 下水道費国庫補助金を事業費の決定に伴い30万円を減額し、同じく、7款 町債を2百20万円減額しようとするものであります。

8ページをお願いします。

歳出について説明いたします。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 農業集落排水事業費の3百49万3千円。不用額

の調整により減額しようとするものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

町民保健課長（黒木秀君）

続きまして、議案第63号をお願いします。

南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第63号 令和2年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3百15万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千8百1万8千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページ、7ページをお開きください。

今回の補正は、決算見込みにより歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

建設課長（増田恭一君）

次に、議案第64号 令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第64号 令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和2年度南大隅町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度南大隅町水道事業会計の補正予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入について。

第1款 事業収益 第1項 営業収益、既決予定額の収入1億3千4百83万8千円に対し、1百60万8千円減額の1億3千3百23万円。

第2項 営業外収益 既決予定額の収入2億4百77万5千円に対し、35万4千円増額の2億5百12万9千円。

支出について。

第1款 事業費用 第1項 営業費用、既決予定額の支出2億9千8百98万9千円に対し、3百4万6千円減額の2億9千5百94万3千円。

第3項 特別損失 既決予定額の支出1千3百91万8千円に対し、8百69万5千円減額の5百22万3千円。

（資本的収入及び支出）

第3条 令和2年度南大隅町水道事業会計予算（以下「予算」という）第4条に定めた

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額70,908千円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）収入について。

第1款 資本的収入 第1項 企業債、既決予定額の収入3千9百50万円に対し、1百91万3千円減額の3千7百58万7千円。

支出について。

第1款 資本的支出 第1項 建設改良費、既決予定額の支出4千58万3千円に対し、1百91万3千円減額の3千8百67万円。

第2項 企業債償還金 既決予定額の支出1億9百87万2千円に対し、37万7千円増額の1億1千24万9千円。

補正予算の内訳としまして、5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入としまして、1款 事業収益、1項 営業収益について、水道使用料の収入減や給水メーター設置に伴う実績でございます。

2項 営業外収益について、一般会計からの繰入金の調整などによるものでございます。

6ページをお願いいたします。

支出としまして、1款 事業費用、1項 営業費用について、水道施設の維持管理に伴う実績及び昨年度導入しました企業会計システムのソフトウェアの減価償却費によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

3項 特別損失について、令和元年度分の消費税の申告実績によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入としまして、1款 資本的収入、1項 企業債について、工事請負費に係る実績でございます。

支出としまして、1款 資本的支出、1項 建設改良費について、工事請負費に係る実績、また、2項 企業債償還金は償還計画の見直しに係るものでございます。

以上、よろしくご審議、ご承認くださるようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第57号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第58号 令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号 令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第59号 令和2年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号 令和2年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 令和2年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第60号 令和2年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号 令和2年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 令和2年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第61号 令和2年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号 令和2年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 令和2年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第62号 令和2年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号 令和2年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 令和2年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第63号 令和2年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第63号 令和2年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第63号 令和2年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第64号 令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第64号 令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第13 議案第65号 財産の取得について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第13 議案第65号 財産の取得について議決を求める件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第65号は、財産の取得について議決を求める件であります。

本件は、議決第72号の工作物収去土地明渡請求訴訟の和解による土地の取得について、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 所在地は、肝属郡南大隅町佐多郡字船野2421番2
- 2 面積は、15,715平方メートル
- 3 取得金額は、3千2百万円
- 4 契約の相手方は、鹿児島市大竜町4番29号

アトラステック・パワー株式会社

代表取締役 山之口 篤夫でございます。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号 財産の取得について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 財産の取得について議決を求める件は、提案とおり可決されました。

▼ 日程第14 議案第66号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第14 議案第66号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第66号は、南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本件は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行により、通知カードが廃止されることに伴い、通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部を改正する政令が公布されたことにより、所要の改訂を行うものでございます。

主な内容は、紙製のカードの再発行を廃止し、別表第1中8号、通知カード再発行手数料を削除する改正及びその他関係条項の改正であります。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第66号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決
します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第66号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件は、
原案のとおり可決されました。

**▼ 日程第15 議案第67号 南大隅町町営住宅条例の一部を改正する条例制定の
件**

議長（大村明雄君）

日程第15 議案第67号 南大隅町町営住宅条例の一部を改正する条例制定の件を議
題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第67号は、南大隅町町営住宅条例の一部を改正する条例制定の件についてであ
ります。
本件は、老朽化した町営宮原住宅、他2棟の解体撤去に伴い、住宅管理戸数の見直し
を行うものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第67号 南大隅町町営住宅条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第67号 南大隅町町営住宅条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第16 議案第68号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第16 議案第68号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第68号は、南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の公布に伴う所要の改正を行うものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第68号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第17 議案第69号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第17 議案第69号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第69号は、南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の策定に併せて、3ケ年に見込まれる介護保険給付費等を勘案し、介護保険料の改正を行うほか、保険料率の算定に係る合計所得の金額の算定方法の見直し並びに地方税の一部改正に伴う、延滞金の割合の特例を定めた特例基準割合の名称等が変更されることによる、所要の改正を行うものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第18 議案第70号 南大隅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第18 議案第70号 南大隅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第70号は、南大隅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、地方税の延滞金に係る割合の名称が特例基準割合から延滞金特例基準割合に改められることに伴い、南大隅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第70号 南大隅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 南大隅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

11:00

～

11:08

▼ 日程第19 議案第71号 南大隅衛生管理組合規約の一部変更について

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19 議案第71号 南大隅衛生管理組合規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第71号は、南大隅衛生管理組合規約の一部変更について議決を求める件であります。

本件は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき所要の変更を行うものでございます。

主な内容は、地籍調査後の合筆調整による事務所所在地の地番変更及び議員定数の見直しに伴う南大隅衛生管理組合規約の一部を変更するものでございます。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第71号 南大隅衛生管理組合規約の一部変更についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第71号 南大隅衛生管理組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第20 議案第72号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

議長（大村明雄君）

日程第20 議案第72号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第72号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及

び同組合規約の変更について議決を求める件であります。

本件は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から大島農業共済事務組合が脱退することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第72号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第21 議案第73号 令和3年度南大隅町一般会計予算について

▼ 日程第22 議案第74号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について

- ▼ 日程第23 議案第75号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- ▼ 日程第24 議案第76号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第25 議案第77号 令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第26 議案第78号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計予算について
- ▼ 日程第27 議案第79号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ▼ 日程第28 議案第80号 令和3年度南大隅町水道事業会計予算について

議長（大村明雄君）

日程第21 議案第73号 令和3年度南大隅町一般会計予算についてから日程第28 議案第80号 令和3年度南大隅町水道事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

〈 施政方針 〉

町長（森田俊彦君）

ただいま一括提案となりました議案第73号から議案第80号までの提案理由と併せまして、まず冒頭に令和3年度の町政推進に関します施政方針を述べさせていただきますが、大変厳しい社会情勢の中にあっても、毅然とした町政推進が図られますよう議員各位をはじめ町民皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、今期限りの令和3年4月23日をもって退任することにいたしております。

つきましては、令和3年度主要事業を含めた本格予算は次期町長に委ねることとし、経常経費を主体にした骨格予算となっていることをご理解いただきたいと思います。

ただ、「総合振興計画」等の進行中の事業は、計画に沿って予算計上しておりますので、適期に事業執行を図っていかねばならないと考えております。

まず、昨年は「コロナに始まりコロナに終わる」という1年となりました。

新型コロナウイルス感染症のほか、サツマイモ基腐病や、ミカンコミバエ、鳥インフルエンザウイルスなど、奇々怪々、様々な病原菌関連に悩まされた1年でありました。

本来でありましたら、町政15周年の記念すべき年であった状況の中で、鹿児島国体及び障害者スポーツ鹿児島大会、オリンピック・パラリンピックがあり、賑やかになる年であっただろうと思います。

しかし、この状況下、やむなく延期に追い込まれてしまいました。

その中で、昨年3月22日には待望の伊佐敷トンネルが完成し、11月24日には新庁舎に移転しての業務開始となり、安心安全な本町のインフラ整備が完成したところであります。

あわせて、佐多支所内に佐多郵便局が設置され、社会福祉協議会、商工会と併せて、町民の利便性が向上し、小さな拠点として町民の拠り所となりました。

また、デジタル化やスマート化が革新的に急速に進んでおり、今やらなければならない業務体系の1つであります「光ケーブル整備」を進めています。今だからこそできたことで、今後の計画では厳しかったのではというタイミングであったと考えています。

令和3年度は、テレワーク、ワーケーション、リモートなどデジタル化が進んでくる状況であります。コロナが及ぼした影響は、東京一極集中の分散、地方創生の礎にいたっており、移住定住という分野は今後のポイントになってくると思います。

産業構造が少しずつ変革し、一次産業の分野でも加工、6次産業化が徐々に進んでまいりました。コロナ禍の中では、観光産業というのは難しい状況でしたが、アフターコロナの中では、十分に力をもった佐多岬・雄川の滝がありますので、町商工会や観光協会が連携して一致団結して取り組んでいくことが必要であると考えています。

特に、新型コロナウイルス対策については、国、県や関係機関との連携を密に、迅速なワクチン接種を実施するとともに、町民の安心安全を優先しつつ、経済対策も進める必要があります。

また、国の施策としては、カーボンニュートラル（脱炭素社会やグリーン社会）の実現に向け推進されます。その部分では、田舎・地方においては、非常にチャンスがあるタイミングになってくるだろうと思っております。

今年は、丑年ということで、一步一步進む年であろうかと思えますし、また発展の芽ができる年でもであろうと思っております。

令和3年度の一般会計予算については、当初予算額が対前年度比8.5%、6億5千2百67万4千円減の総額70億2千8百42万円を計上させていただいております。

骨格予算ではありますが、主な事業として、

庁舎建設事業に5億3千4百31万9千円

新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に5千6百27万6千円

南大隅町長・町議会議員選挙に2千百48万5千円

プレミアム商品券発行事業に1千8百56万7千円を計上しました。

歳入については、地方交付税に依存する状況が続いております。予算の構成比を見ますと、自主財源率は27.2%であり、地方交付税が44.5%、繰入金が15.5%、地方債が10.6%という状況であります。

また、歳出については、衛生費が15.1%の増、公債費が5.8%の増、民生費が0.8%の増となっておりますが、今年度は骨格予算であることからほとんどの費目で減少しているところでもあります。

今年度も地方債残高と基金積立額のバランスに配慮しながら、引続き将来に亘り、健全で持続可能な安定的財政運営に努める必要があります。

基金の運用に関しましては、複数年定期への増額や国債・地方債等の公共債券運用により、歳入の確保に努めているところでもあります。

また、歳入全体の約45%を占める地方交付税は、令和3年度新たな国勢調査人口が反映され、歳入減少も想定される場所でもあります。

今後、各種事業実施にあたっては、国・県等上位機関の事業導入を進め、国県支出金の確保と併せ、有利な地方債の適切な運用により歳入確保を図る必要があります。

次に歳出における分野ごとの概要についてであります。

第一次産業は本町の基幹産業であり、この産業を発展させることで、地域経済の活性化に繋がると考えられますので、引続き農林水産業対策に力を尽くす必要があります。

また、農業立町として持続可能で力強い農業の実現に向け、国際情勢の動向やポストコロナを見据えて、本町の特性を活かした農林水産業施策の実施が求められています。

そのため地域に密着した産業である農林水産業の長期的安定経営の維持・発展と、温暖な気候を生かした農業の推進など、「南大隅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「南大隅町農業振興ビジョン」に基づいて進めてまいります。

本町の令和2年農林水産業生産額は、現時点で耕種部門は8千万円増の18億6千万円、畜産部門は5億3千万円増の96億5千万円、水産・林業部門は21億1千万円減の28億5千万円で、総額143億6千万円と見込んでおります。

特に令和2年は水産関係で、新型コロナウイルスによる影響が如実に現れております。

農業の振興については、かごしまブランドであり本町の中心的作物であるバレイショの取組みを継続して進めてまいります。

また、担い手の高齢化等を踏まえて、スマート農業の普及や施設園芸におけるIoT機器などを活用した、生産性向上を進めることも必要であります。

畜産の振興については、収益性向上に必要な機械導入や施設整備等を支援し、家畜伝染病の防疫・水際対策に努めるなど、畜産環境整備は不可欠であります。

また2022年度に開催される全国和牛能力共進会鹿児島大会に向けて、南大隅牛の優良銘柄の確立や系統繁殖牛の造成を進めてまいります。

林業の振興については、木材需要が急増し価格も安定していることから、伐採から造林までを計画的に進めていくことが望まれます。

そして森林経営管理制度を利用して、森林整備を進めることで、災害に強い森づくりを進めていく必要があると考えます。

水産業の振興については、拠点である各漁港の整備や養殖漁業及び沿岸漁業の振興に努めてまいります。

また漁業者及び漁業協同組合の経営安定化と漁業資源の開発・育成・保全・有利な流通開拓を進めてまいります。

農業委員会の取組みとしましては、農業委員と農地利用最適化推進委員が情報共有を図りながら、農地の効果的・効率的な利用を推進してまいります。

商工業振興については、地域経済の活性化や雇用の安定のため、商工会をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら、事業者支援や消費拡大に向けた取組みが必要になります。

また経営安定の支援に資する商工業振興資金利子補給事業など町商工会の主体的な取組みの支援も行ってまいります。

特に新型コロナウイルス感染症の影響により町内の飲食業をはじめ、様々な業種で経済活動が厳しい状況にあります。今後の感染状況や国・県の経済対策の施策に注視するとともに、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、従来の経済活動を回復するためにも新たな変化に対応すべく、必要な事業施策を関係機関と協力しながら対応を強化する必要があります。

特産品開発の確立や販路拡大につきましては、昨年、鹿児島県の水産物品評会で県知事賞を受賞した清丸水産の「炙りさば茶漬け」や地元たんかんを活用した「クラブビール」など新たな産品が開発されました。

引続き観光協会や関係機関と連携を図り、魅力ある本町産品の開発や積極的なPRに努め、知名度向上や販路の拡大を進める必要があります。

観光振興については、昨年は新型コロナウイルス感染症対策で緊急事態宣言が全国に発出され、4月25日から5月31日まで佐多岬、雄川の滝など主要観光施設を閉鎖するなど、今までに経験したことのない非常事態となりました。

本来であれば、東京オリンピック・パラリンピックや鹿児島国体が開催され、観光関連産業も大きな期待を寄せていた年でありました。

今なお回復の兆しは見え、観光需要は大きく減少し観光産業は未曾有の危機に瀕している状況です。

令和3年度の観光振興は、本町の重要な観光資源である「佐多岬」、「雄川の滝」の強みを活かし、感染防止と経済活動のバランスを取りつつ、ウィズコロナの観光振興を図りながら、アフターコロナを見据えてピンチをチャンスに変えるべく新しい観光スタイルを推進することが重要と考えております。

また、町内の主要観光施設であるネッピー館、なんたん市場、大浜海浜公園、佐多岬ふれあいセンター、さたでい号の指定管理者による管理運営は、令和3年度から新たな5年間でスタートします。

観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げ、新型コロナウイルスの感染拡大でかつてない、この困難な時期を乗り切るためにも、官民の連携を更に深める必要があります。

一方、観光協会においては、令和3年3月1日に一般社団法人として新たにスタートされました。

観光振興の中核を担う推進母体として自主財源の確保など、自立自走に向け、さらなる自主事業の充実に取り組まれることから、町としましても全力で支援し、連携を図りながら地域経済の活性化に寄与していかねばならないと考えております。

さらに、広域連携については、大隅地域のDMOである株式会社おおすすめ観光未来会議並びに構成市町とも連携を深め、国、県の動向にも注視しながら、地域経済を回復させる施策へ取り組みが必要と考えております。

地域振興施策の柱となる第2次総合振興計画後期基本計画を、令和2年3月に策定しており、町の将来像である「子や孫に感動を伝えるまちづくり」を目指し、重点施策を推進してまいります。

また国と地方で取組む地方創生については、国において第2期「まち・ひと・しごと総合戦略」改訂版が令和2年12月に策定され、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の地方創生」を課題とし、感染症の拡大しない地域づくり・地方への人の流れを目指すことから、本町においても新たな視点から感染症を契機とした、地方移住への関心の高まりを大きなひと・しごとの流れにつなげていきます。

デジタル行政の推進については、IT（ICT/IOT/AI）を利活用したまちづくりのため光ファイバ未整備集落への整備を進め、「共創」による民間事業者等との先進的な連携強化を図り、各分野におけるITツールにより町民生活のあらゆる面で、より良い方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションを推進します。

「持ち運びできる役場の相談窓口」を目指し、ITサービスを活用した情報共有や行政手続きのデジタル化が重要と考えます。

公共交通については、各種バス及び乗合タクシーの運行を継続し、地域の実情にあった交通体系の充実に努め、また山川・根占航路については、山川・根占航路運航推進協議会と連携し、安定的運航と利用促進に努めてまいります。

定住促進対策については、新型コロナウイルス感染症の影響で東京一極集中から地方へと人の流れが起こることを捉え、テレワークの設備を整えたお試し住宅等を活用した移住体験ツアーや空き家・空き地バンクへの登録の促進を図りながら、これまでに以上に家屋情報を提供し、町内はもとより町外からの定住が図られるようブロンズ人材センターとの連携が重要であると考えています。

地域おこし協力隊については、各分野で募集を行い、「おためし地域おこし協力隊」制度を活用し、必要な人材の確保に取組み、活動終了後も起業し定住できるよう支援します。

ふるさと納税については、毎年本町を応援していただく全国の方から寄附金をいただいております。寄附者の利便性を高めるため、新しい窓口サイトを拡充し、町内返礼品の拡充とPRに努めてまいります。

広報広聴については、毎月1回「広報南大隅」を発行し、各種行政情報や行事、話題などの周知を図ります。

ホームページやSNSなどのITツールを活用し新しい広報広聴、多言語対応や読みやすさに配慮したユニバーサルデザイン広報に努めてまいります。

続きまして、土木事業関連であります。第2次総合振興計画の骨子に基づき、自然環境と共生する基盤整備と町民の安全な暮らしを確保するため、計画的な整備や維持管理を進めてまいります。

道路整備については、まず国・県の関連事業として、地域高規格道路である大隅縦貫道の大中尾工区は令和元年度から事業着手され、産業、医療、防災に極めて重要な道路でありますので、早期の工事完成に向けて、引続き要請活動を行っていく必要があります。

更に、県道563号辺塚根占線の出口地区や赤瀬川工区についても、早期の工事完成を要望してまいります。

町道関係については、昨年度からの継続路線を中心に予算計上しました。新設改良工事や維持工事、橋梁の点検診断等を実施する他、地域の生活道路における簡易な除草、側溝清掃等につきましても、迅速な対応に心掛け、安全、快適な町道の維持管理に努めてまいります。

河川関係については、雄川の堤防や樋門の整備、寄り洲の除去や県管理河川の転石除去など、災害の未然防止の観点から、引き続き県へ要望してまいります。また町管理の河川につきましても、安全安心な河川の維持管理が重要であると考えております。

農地・農業用施設については、引続き、維持補修や原材料等の支援や災害復旧に係る自己負担軽減など、農業従事者が効率的で安定的な営農を展開できるよう支援してまいります。

町営・公営住宅については、次期公営住宅等長寿命化計画の策定を図ると共に計画的な改修工事など、長期的な視点で計画的な住宅ストックの整備に努めてまいりたいと思います。

水道事業については、安心安全な給水を持続させるため、老朽化した施設の更新や改良を計画的かつ効率的に進め、また適切な企業会計のため公認会計士による助言を得ながら、事業経営の安定化を図ってまいります。

また、地籍調査事業におきましては、第7次計画に沿って継続実施していく予定でございます。

職員数については、少子高齢化の進行など社会的課題に加え、技術革新の急速な進展により地方自治体を取り巻く環境や行政課題は一層複雑かつ高度化しています。今後も適正な規模を維持しつつ、必要となる技術職・専門職の採用も行いながら、公務の効率化を推進し、安定した行財政運営を進める必要があります。

また、行政サービスの低下を招く事がないようスキルアップのための各種研修制度を活用し、優秀かつ多様な人材の育成を進めるとともに、RPAの積極的な活用等による業務の効率化を推進し、直面する課題に積極果敢に取り組むこととしております。

自治会等への支援については、自発的に取り組む自治会活動を支援することで、リーダーが育ち、個性あふれる地域づくりの振興が図られることを期待しております。

庁舎建設事業については、旧庁舎の解体工事とその後の周辺整備を予定しております。役場及び周辺施設を利用される皆様及び周辺住民の皆様には、長期間にわたり、ご迷惑をおかけいたしますが、引続きご理解ご協力を賜りたいと考えております。

町有財産の管理については、平成28年度に策定した「公共施設等総合管理計画」も5年経過したため、将来にわたる財産の適正な配置及び管理に資するため、見直しによる更新を進めてまいります。

財政運営におきましては、税収等の自主財源確保は各事業の施策を進めていくうえでも極めて重要なファクターとなります。

本町の主産業である農林水産業をはじめ商工観光業など、今般のコロナウイルスを要因とする経済停滞化の中にあり、税収等の財源確保は極めて厳しい状況となっておりますが、公正で適正な課税と町税を含む各種債権の徴収においても、法令に則り執行して参りたいと思っております。

また令和3年度からは、各税や使用料などについて、スマートフォン等によるキャッシュレス決済を導入することで、各債権者の利便性と収納率向上を図るとともに、引続き口座振替を推進したいと思っております。

消防防災対策については、九州北部豪雨、西日本豪雨、台風による北日本・東日本豪雨、そして熊本県球磨川流域の豪雨災害と、気象災害は年を追うごとに多発化・激甚化の様相が顕著になっております。

こういった大規模災害において、町民の生命、財産並びに地域社会を守るため、昨年、防災マップを新たに改訂するとともに、「南大隅町国土強靱化地域計画」を策定しました。

また国の交付金等を活用して、避難所における避難者の生活環境の改善に努めるとともに、昨年11月には自然災害による被害を軽減するために、防災情報の発信並びに防災活動に連携して取組むため本町と株式会社南日本放送との間で「防災パートナーシップ協定」を締結しました。

今後も防災出前講座や各種防災訓練を充実し、町民の防災意識の向上を図り、災害に強いまちづくりに努め、災害時の業務継続、地域活動継続のための対策を進める必要があります。

交通安全対策については、町民の交通安全意識の高揚を図り、錦江警察署や関係機関と連携しながら街頭立哨や各季交通安全運動キャンペーンなど、交通マナーの向上につながる効果的な交通安全教育を推進するとともに、交通事故を未然に防ぐための道路環境整備・管理を進めます。

現役世代の減少により出生率の低下や高齢化率がますます高くなると思われる本町の福祉施策については、地域社会や家庭環境における支え合いの機能強化を図りながら、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域福祉を推進していく取組みが求められています。

平成29年度から取り組んでいる「地区社協」の設置について、福祉サービスの充実を図る観点からも、それぞれの地域事情に合った活動を実施できるような体制づくりを進める必要があります。

高齢者福祉につきましては、令和2年度に策定した「南大隅町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」に沿って、高齢者の尊厳を保ち、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を人生の最期まで続けるために個々に寄り添った包括的な支援を推進してまいります。

障害福祉につきましては、障害の有無、程度によって分け隔てられることなく障害をもつ方々の人格と個性を尊重しながら、共生する社会の実現に向け障害者福祉サービスや障害児支援、相談支援及び地域生活支援事業の充実を図り、地域の一員として障害をもった方々が安心して地域で生活できるよう自立と社会参加の促進に努めます。

児童福祉につきましては、本町の将来はもとより、社会全体の次世代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、保護者の経済的負担軽減や子育てしやすい環境整備に努めます。特に「子育て支援特別手当」や「子ども医療費助成」については、移住定住による子育て支援策としても効果が期待できると思われまます。

更に国の動向を見極めながら質の高い保育供給を目的とする保育施設でのICTの活用により保護者が安心して預けられること、更に安定的な保育を提供できることで、健やかな未来に向けた子育ての支援策に繋がると考えております。

介護保険事業につきましては、「第8期介護保険事業計画」により、来る超高齢化の波に備えて安定的な給付サービスの提供を目標とし、介護保険料を決定したところでございます。

また個々の心身の状態に合った公正な介護認定や適正な給付を重点課題とし、持続する介護保険制度に努めてまいります。

また介護予防事業においては、自分らしくその地域で生活するために、介護状態にならないための健康維持と介護状態を悪化させない重度化予防の取組みを充実させるため、住民主体の通いの場の継続支援と拡充を図るとともに介護事業関係者や健康づくり部門との連携を図る必要があります。

さらに要介護状態になっても、人とのつながりを途切れさせることなく、生きがいや役割をもって最後まで自分らしくバリアフリーな生活が送れるよう「地域包括ケアシステム」の充実が必要であると思えます。そのため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される必要があることから「在宅医療・介護連携推進事業」の充実や認知症初期集中支援チームによる「認知症総合支援事業」のさらなる拡充に努めてまいります。

町民が住みなれた町で、安心して健やかに暮らしていくには、健康づくりは欠かす

ことのできない大事な要件です。

すべての町民が住み慣れた地域で安心して生き活きと暮らせるよう、保健・医療サービスを充実させるとともに、町民の健康づくりに向けて地域ぐるみの活動を推進します。

まず第一には、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応であります。

世界中でまん延している新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな不安を抱えておられる町民が、より安心して生活できるよう迅速かつ適正な情報発信に心掛けてまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大は、あらゆる方面に影響を及ぼす先例のない状況であることから、町民に新しい生活スタイルの推進を図り、感染防止対策を呼びかけるほか、迅速なワクチン接種の実施を目指し、国、県や関係機関との連携を密にしております。

健康づくりについては、保健センターを中心に乳幼児から高齢者まで全町的な健康相談、健康診断を実施し、疾病の予防、早期発見、早期治療のために、町民の意識向上に努めていくことが必要だと思えます。

健康マイレージ事業を活用した運動指導や栄養指導を実施して、効果的な健康管理事業を推進していきます。

設置して3年を迎えようとしている「子育て応援センターみなまある」は各関係機関と連携の上、順調に事業を展開しております。妊娠期から18歳未満の子供まで切れ目ない支援を展開してSNSを活用した事業に取り組んでいきます。

次に、国民健康保険事業については、鹿児島県が財政運営の責任主体となって4年目となります。年齢構成が高く医療費水準が高いなどの構造的問題に加え、高齢化の進行、高水準の医療技術と新薬の開発、生活習慣病等の重症化など、さまざまな要因により医療費は増大しており、非常に厳しい状況にあると考えられます。

県並びに国保連合会等と連携を図りながら、資格の適用適正化など、スムーズな制度運営が出来るよう進めます。

後期高齢者医療制度については、介護予防事業との一体的な取り組みを求められていることから、高齢者の特性を踏まえた健康課題への対策を強化し、元気で活力を維持できるよう高齢者が安心して暮らせる地域社会を目指し、広域連合や各関係機関とのさらなる連携を図りたいと思えます。

環境衛生については、循環型社会構築に向けて、限りある資源を保全するため、ごみの発生抑制や減量化、資源化を進め、環境負荷を少なくし資源を有効活用するため、ごみの分別収集により再資源化を図っていきます。

また合併浄化槽の普及拡大を図るための措置を講じるとともに、し尿及び生活排水の適正な処理により、生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止等に努めたいと思えます。

地域医療の確保と医療体制については、佐多診療所と郡診療所が地域医療の核となり、肝属郡医師会立病院及びおぐら病院と連携しながら地域医療体制に取組みます。また佐多診療所では新たにX線骨密度測定による診療を開始し、地域住民のニーズに合わせた医療の確保に努めます。

佐多歯科診療所は指定管理を継続し、地域住民の口腔の健康増進を図り、子供から高齢者の方々まで医療体制を推進してまいります。

また一次救急医療についても、引続き在宅当番医制事業に取り組むとともに、二次救急医療体制の確立を図るための所要の措置を講じます。

肝属郡医師会立病院の存続については、地域病院の拠点として令和2年度に策定した病院基本構想を基軸とし、将来的な実施体制を構築してまいります。

これらの事業の推進により、住み慣れた地域で子どもから高齢者まで町民の皆様が、いつまでも安心して暮らせるための環境づくりが構築できるものと考えております。

次に教育行政の推進についてであります。

教育行政につきましても、子供たちが未来社会を切り拓くための「資質、能力」の育成を目標として、知識及び技能を習得させるとともに、思考力、判断力、表現力等の育成を図り、学びに向かう力、人間性を涵養するなど、子供たちに「生きる力」を育むことで、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指していかねばならないと思います。

そのために、「南大隅町教育行政の大綱」に基づき、ふるさとを大切にし、「誇りのもてる教育・文化のまちづくり」を基本目標に未来を担う子供たちが、豊かな心とたくましい身体を持ち、自ら考え行動する「生きる力」を備え、「ふるさとを愛し誇りにする子供」となる良好な環境づくりが必要と考えられます。

令和3年度の学校数及び学級数の見込みは、小学校2校15学級、中学校2校9学級、幼稚園1園3学級で、児童数248人、生徒数141人、園児11人の計400人となります。

学校教育関係では、佐多地区においてコミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫校を開設する予定です。根占地区においても学校運営協議会を立ち上げる計画でございます。保護者や地域住民、関係団体との連携を一層深め、地域学校協働活動と一体的な推進が必要と考えられます。

一人一人の個性に応じて、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくための教育環境や教育体制の充実を図ることで、「生きる力」を育む教育の推進に努めてまいります。

教職員一人一人の資質向上・授業力向上を図り、きめ細やかな指導や支援を行うことで、児童生徒の学力向上が図られるよう努めてまいります。

GIGAスクール事業等により整備したICT教育環境を積極的、効果的に活用し、児童生徒の情報通信技術への理解を深め、コロナ禍においても学びを止めることなく、学力の向上に努めてまいりたいと思います。

県立南大隅高等学校存続対策として、令和2年度から取り組んだ南大隅高校魅力発信交流（地域みらい留学）事業を継続し、地域みらい留学フェスタへ参加し都市部の生徒を対象に南大隅高等学校の魅力を発信し入学希望者の確保に努めるとともに地域に密着した魅力ある高校づくりの支援が必要と考えられます。

学校給食では、引続き子育て世代の経済的支援及び地産地消の推進を目的に食材費の一部を補助し、給食費の負担軽減を進めたいと思います。

社会教育では、人権啓発・家庭教育・高齢者の研修会などを開催し、関係機関・団体と連携するとともに、地区公民館活動を支援し心豊かで潤いに満ちたふるさとづくりを進めてまいりたいと思います。

青少年健全育成では、子供たちは「町の宝」として、様々な体験活動やボランティア美化活動を通して、健全な育成が図られると考えられます。

図書館では、町民の読書活動を推進するため、図書館利用を推進しています。

また、歴史民俗資料室においては、本町の歴史や観光などの情報発信を行うとともに

に、児童生徒がわが町の歴史や民族を学び、郷土愛を育む場として活用が図られると思います。

社会体育では、コミュニティスポーツクラブの育成や各種競技団体との連携を図りながら競技力の向上に関する意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

令和2年度から大泊海浜公園内に多目的交流施設の整備を進めています。スポーツだけでなく観光交流イベントや地域住民の憩いの場として、町内外を問わず幅広く活用していただき町民の健康増進を図ることが必要と思います。

延期となった東京2020オリンピック聖火リレーに関しましては、延期前の計画どおり聖火ランナーが佐多岬展望所に向けてリレーし、本土最南端、佐多岬の魅力を国内外に発信いたします。

第75回国民体育大会『燃ゆる感動かごしま国体』は、令和5年度に延期され特別国民体育大会として開催されることが決定しております。

以上、令和3年度を迎えるにあたり、町政運営の基本方針と各種施策について、令和3年度一般会計当初予算額70億2千8百42万円の計上等に基づく所信を申し述べさせていただきます。

町民の皆さんが「南大隅町に住んでよかった」と感じ、これからも将来に向かって夢と希望を持てる町を目指して、町政を推進していかねばならないと思います。

私はこれまで、第2代南大隅町長として12年在籍し、大変お世話になりました。

今回は、予算執行の大半を新町長へ引き継ぐこととなりますが、町政運営が途切れることがないように、議員各位並びに町民皆様のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたしまして、議案の説明に移らさせていただきます。

議長（大村明雄君）

休憩します。

11 : 56
~
13 : 00

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

〈 提案理由 〉

町長（森田俊彦君）

引き続き、各議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号は、令和3年度南大隅町一般会計予算についてであります。

本件は、令和3年度南大隅町一般会計予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 債務負担行為、第3条 地方債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用を定めるも

のであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億2千8百42万円とするもので、前年度と比較して8.5%の減となっております。

なお、主要な事業につきましては、施政方針と併せて説明させていただきましてので割愛させていただきます。

議案第74号は、令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本件は、令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 一時借入金、第3条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3千2百19万円とするもので、対前年度比3.42%の減となったところでございます。

議案第75号は、令和3年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてであります。

本件は、令和3年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5千2百52万円とするもので、対前年度比4.61%の増となったところでございます。

議案第76号は、令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6千1百17万9千円とするもので、対前年度比2.9%の増となったところであります。

議案第77号は、令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千6百39万9千円とするもので、対前年度比3.5%の減となったところであります。

議案第78号は、令和3年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてであります。

本件は、令和3年度南大隅町下水道事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6千1百28万1千円とするもので、対前年度比2.76%の減となったところであります。

議案第79号は、令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

本件は、令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5千2百33万7千円とするもので、対前年度比9.93%の増となったところであります。

議案第80号は、令和3年度南大隅町水道事業会計予算についてであります。

本件は、令和3年度南大隅町水道事業会計予算について、第3条 収益的収入及び支出、第4条 資本的収入及び支出、第5条 企業債等を定めるもので、収益的支出3億1

千8百18万2千円、資本的支出1億5千8百15万3千円とするものであります。
以上よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。
なお、詳細につきましては、担当課長に説明させます。

総務課長（相羽康德君）

それでは、議案第73号 一般会計予算についてご説明いたします。
1ページでございます。

議案第73号 令和3年度南大隅町一般会計予算

令和3年度南大隅町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億2千8百42万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしくお願い申し上げます。

町民保健課長（黒木秀君）

それでは、議案第74号 国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。
特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第74号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3千2百19万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7千万円とする。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしくお願い申し上げます。

支所長（川越貢君）

それでは、議案第75号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてご説明いたします。

23ページをお開きください。

議案第75号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計予算

令和3年度南大隅町の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5千2百52万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしく申し上げます。

介護福祉課長（黒江鳴美さん）

続きまして、議案第76号 介護保険事業（保険事業勘定）特別会計についてご説明いたします。

47ページをお開きください。

令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

令和3年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6千1百17万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、議案第77号についてご説明いたします。

68ページをお願いいたします。

令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算、令和3年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千6百39万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」

による。

以上、よろしくお願ひいたします。

支所長（川越貢君）

それでは、議案第78号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

78ページをお開きください。

議案第78号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計予算

令和3年度南大隅町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6千1百28万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

以上、よろしくお願ひします。

町民保健課長（黒木秀君）

続きまして、議案第79号 後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。

88ページでございます。

議案第79号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5千2百33万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしくお願ひいたします。

建設課長（増田恭一君）

次に、議案第80号 令和3年度南大隅町水道事業会計予算について説明いたします。水道事業会計予算書の1ページをお願ひいたします。

議案第80号 令和3年度南大隅町水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和3年度南大隅町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3,811個
- (2) 年間総配水量 822,643^m³
- (3) 一日平均配水量 2,253^m³

(4) 主な建設改良事業 浄水場及び配水管整備事業 4千万円
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の第1款 事業収益 3億2千8百76万円

第1項 営業収益 1億4千87万5千円

第2項 営業外収益 1億8千7百88万5千円

支出の第1款 事業費用 3億1千8百18万2千円

第1項 営業費用 2億9千3百18万4千円

第2項 営業外費用 2千3百99万8千円

第3項 特別損失 0円

第4項 予備費 1百万円

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1千8百15万3千円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入の第1款 資本的収入 4千万円

第1項 企業債 4千万円

支出の第1款 資本的支出1億5千8百15万3千円、

第1項 建設改良費 4千1百18万6千円

第2項 企業債償還金 1億1千5百96万7千円

第3項 予備費 1百万円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

水道事業債の限度額4千万円

3ページをお願いします。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3千2百71万1千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の経営補助のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億2千2百81万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1千万円と定める。

以上、ご審議ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第73号 令和3年度南大隅町一般会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第74号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第75号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第76号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第77号 令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第78号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第79号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第80号 令和3年度南大隅町水道事業会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第73号から議案第80号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

したがって、議案第73号から議案第80号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、予算審査特別委員会を招集します。

委員長、副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。
全員協議会室でお願いします。
暫時休憩します。

13:22
～
13:27

(予算審査特別委員会 正副委員長互選)

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に日高孝壽君、副委員長に後藤道子さんが互選されましたのでご報告いたします。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月18日午前10時から開きます。

明日、3月5日からは予算審査特別委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 : 令和 3年 3月 4日 午後 1時 27分